



警備判例解説集

第5版

■ 警備判例研究会 編著

■ A5判

■ 並製

■ 640頁

定価 3,960 円 (本体 3,600 円 + 税10%)

ISBN978-4-8037-1413-5 C3032

本書のポイント

7年振りの改訂！ 新たに7つの重要判例、1つの参考判例を追加！！

最近の捜索・差押えに関する2判例のほか、警察広報、逮捕、接見、公安条例、文書提出命令に関する重要判例を追加。GPS捜査に関する最高裁大法廷判決を参考判例に収録。

実務上参考となる判例が満載！

警備警察活動の参考となる61の重要判例を法令別、態様別に分類した上で、様々な角度から検討し、具体的・实际的に解説。併せて、関連する57の参考判例も収録。

共産党・右翼・過激派等の関連判例を多数掲載！

他の判例評釈ではみられないこれら対象組織特有の性質に着目した判示内容を重点的に解説。警備警察活動のあらゆる局面で役立つ一冊。

内容見本

第二編 刑事手続法関係 217

⑥ 逮捕状が執行される前の段階においては被疑者が「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」がないとして国家賠償請求することは許されないとする事例
(東京地裁平成26年3月27日判決・1EX/DB25503978、東京高裁平成26年8月27日判決・公判物未登載、最高裁平成27年2月5日決定・公判物未登載)

1 はじめに

本件は、いわゆる「よど号ハイジャック事件」の実行犯グループのメンバー及びその配偶者である一審原告が朝鮮民主主義人民共和国(以下「北朝鮮」という。)に在住しているため、逮捕状が執行され、逮捕状の更新が繰り返されている時点(段階)で、通常逮捕(刑事訴訟法199条1項)の要件である「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」の存在に関する警察の判断に違法があるなどとして、国家賠償請求を求めた事案である。

判決については、一審東京地裁及び控訴審東京高裁ともに、逃亡中の者に対する逮捕状の請求・発付について国家賠償請求は許されないとした最高裁判所平成5年1月25日第二小法廷判決(以下「平成5年最高裁判決」という。)(民集47巻1号310頁、判例時報147号9頁、判例タイムズ833号127頁等)に基づいて、一審原告らの請求を棄却する判決(以下「本件各判決」

334 第四編 捜索・差押え

⑬ 中核派活動家による詐欺事件において被疑者以外の第三者である原告の組合事務所に対する捜索差押許可状を請求したことに違法はないとした国家賠償請求事件控訴審判決
(東京高裁令和4年4月14日判決・公判物未登載)

1 はじめに

本件は、千葉県警察の捜査員が、中核派活動家である被疑者による詐欺被害事件の捜査活動として、労働組合X(原告、控訴人)の組合事務所(以下「本件事務所」という。)を捜索すべき場所とする捜索差押許可状を請求したことにつき、労働組合Xが、詐欺事件に係る犯罪の嫌疑は存在しないこと、被疑者以外の第三者である労働組合Xの組合事務所(本件事務所)には証拠物が存在する蓋然性がないことなどを主張し、千葉県を被告として、国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項に基づく損害賠償を請求した事案である。

本件のように被疑者以外の第三者の住居その他の場所に対する捜索差押えに関して過去に提起された国家賠償請求訴訟は数多く、労働組合Xも中核派が絡む犯罪の捜査において本件事務所に対して行われた捜索差押えに関し、複数の国家賠償請求訴訟を提起しており、中には捜索差押許可状の請求が違法であるとして警察側が敗訴した事案も見受けられる。このような状況を踏まえ、今後の各事件請求をはじめとする適正捜査の推進にもより、同種事案に対する訴訟対応といった観点からも参考になると思われるので紹介する次第である。

なお、本系においては、裁判官による捜索差押許可状の発付(被告国)、千葉県警察の捜査員による同許可状の執行についても争点となっているところ(いずれも国賠法1条1項の適用上違法ではないと判断されている)、本稿では捜索差押許可状請求の適法性に焦点を絞って紹介することとする。

第二編 刑事手続法関係 363

⑫ 逮捕された被疑者との初回の即時の接見を妨害されたなどとする国家賠償請求訴訟において、弁護士の見解申出から約1時間後を接見時刻とした接見指定は刑事訴訟法39条3項に違反しないと判断され、一審原告の請求が棄却された事例
(東京高裁令和元年7月17日判決・公判物未登載、東京高裁令和元年12月19日判決・公判物未登載)

1 事案の概要

警備庁の警察官らは、平成27年10月15日(以下、同日については年月日の記載を省略する。)、宗教団体の会員2名(以下、それぞれ「A会員」、「B会員」といい、併せて「本件会員」という。)を未成年誘拐被疑事件(以下「本件被疑事件」という。)の被疑者として通常逮捕し、警視庁板橋警察署(以下「板橋署」という。)に引致した後、本件会員らに対し、弁護士を選任することができる旨を告げたところ、本件会員らは、それぞれ、弁護士である一審原告を弁護士に選任したい旨を述べた。

一審原告は、午前10時55分頃、板橋署に到着し、本件会員らとの初回接見を申し出たところ(以下、この申出を「本件申出」という。)、本件被疑事件の捜査主任官であった同署警備課課長代理(以下「警備代理」という。))は、一審原告に対し、0時頃に接見見指定と「本件」のことについてにもかかわらず、東京

2 一審判決

(1) 捜査機関はつても接見等

警備判例解説集

[第5版]

警備判例研究会 編著

立花書房

判例索引付き!

判例索引

(大 審 院)

大審院明治42年2月19日判決	505
大審院大正2年12月24日判決(刑録19輯1517頁)	430、444
大審院大正3年6月9日判決(刑録20輯1147頁)	432
大審院大正4年5月21日判決	505
大審院大正7年12月6日判決(刑録24輯1506頁)	437
大審院大正8年4月2日判決	505

目次裏面参照 ▶▶▶

第一編 警察法・警職法

第一 自動車検問

第二 警察活動と写真撮影

1 犯罪捜査のための写真撮影等

2 警備情報活動のための写真撮影等

3 警備警察活動のためのカメラ等の利用

第三 職質・所持品検査

第四 制 止

第五 警察広報

—文書偽造—

—殺人予備—

—凶器準備—

—威力業務妨害—

—建造物損壊—

第二 公安条例

第三 特別法

—暴力行為等処罰に関する法律—

—ハイジャック法—

—電波法—

—国家公務員法—

第二編 刑事手続法関係

第一 任意捜査

第二 指名手配

第三 逮 捕

第四 搜索・差押え

第五 接 見

第六 証 拠

第四編 民事法関係

第一 文書提出命令

判例索引

第三編 刑事実体法関係

第一 刑 法

—自 首—

—共 犯—

—放 火—

—住居侵入—

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 警備判例解説集〔第5版〕

申 込 _____ 部

ご所属名

庁・道・府・県

署・隊・課

貴社の個人情報の取扱いに同意の上、申し込めます。

ご担当者名

(TEL : _____)

備 考 欄

個人情報の取扱いについて 株式会社立花書房 個人情報管理者 総務部長

【利用目的】お客様の個人情報は商品発送・サービス実施とご案内・お問合せへの回答に利用します。【第三者提供】本人の同意がある場合又は法律に基づく場合を除き、第三者に提供しません。

【委託】利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがございます。【開示請求・問合せ窓口】本人からのお申し出により、個人情報の利用目的の通知・開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止・提供記録の開示に対応します。弊社窓口 (info@tachibanashobo.co.jp) までご連絡ください。【提供の任意性】個人情報のご提供は任意ですが、必要な項目を頂けない場合、お申込みをお受けできない場合がございます。

【お問い合わせ】お問い合わせは、お電話またはメールにてお願いいたします。お問い合わせ先は、弊社窓口 (info@tachibanashobo.co.jp) までご連絡ください。お問い合わせの際は、お名前とご連絡先を必ずお知らせください。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <https://tachibanashobo.co.jp>